

■発行／桜井しげる後援会 ■住所／315-0013 茨城県石岡市府中3-11-28 ■電話／自宅：0299-22-3881
■FAX：0299-22-3881 ■携帯：080-3150-8451 ■E-Mail sakurai@sakurai.click
■WEB <https://sakurai.click/index.html> ■Facebook <https://www.facebook.com/shige.sakurai.3>



輝く未来を子どもたちへ

石岡市議会議員

桜井 茂
SAKURA I SHIGERU

朝令暮改＝「朝あしたに令れいして暮くれに改あらたむ」と訓読します。方針が絶えず変わり定まらない事を表します。

9月定例会で市長は、イベント広場に図書館とふるさと歴史館を令和12年度までに建設する。と明言。しかし、11月25日の特別委員会で市長は「イベント広場に（単体で）新市民ホールを建設する」と発表。図書館とふるさと歴史館の建設は白紙に戻りました。石岡市は、建設費や維持管理経費軽減に向け、今後は施設の複合化を図るとして公共施設等総合管理計画を策定しており、計画を形骸化する判断ともいえます。

また、調査特別委員会(百条委員会)が設置され、公共施設を利用した大型イベントに関し、公平公正な手続きが行われたのか、市長と教育長の関与と判断の正当性が調査されます。

議会ホームページで議会の録画映像を確認すると、議員の質問及び提言への回答とは裏腹に、効果が乏しいように感じます。

新年度予算審査を控え、市長と議会の距離を感じさせる報道も目立ち、双方が意思の疎通を図る努力が必要な状況です。

そうした中、今年もまた3月末に優秀な市職員が複数退職します。人的資産の流失を防ぐ対策強化も急務です。



一、偽造通貨行使で消防総務課長逮捕

(1) 読売新聞が逮捕情報を速報

12月3日、消防総務課長が行方不明？との噂が消防職員の間で広がっているという情報が伝わってきました。冗談と思いきや、翌4日、読売新聞朝刊に「消防本部の総務課長逮捕」の記事が掲載され、NHKでも早朝のニュースで速報、市役所内と議会は大騒ぎとなりました。

(2) 全員協議会

職員逮捕の報道を受け、4日午後2時から全議員が出席する全員協議会を開催しました。

市長・副市長・総務部長・消防次長が説明員として出席し、新聞報道とほぼ同じ、11月26日逮捕、一万円の偽札10枚を使用。警察から捜査中であるため情報は公表しないよう求められていた事等が説明されました。市長は、8月の窃盗事案に続き、再び起きた事件について責任の重さを痛感しているとして謝罪しました。

(3) 市長給与減額条例議案は否決

議会最終日前日、議会運営委員会が開催され、最終日に追加提案される議案として、職員逮捕の責任を取る形で市長・副市長の給与を一カ月10%減額する臨時特例条例案が説明されました。しかし罪の重さに比べ減額が少なすぎるとして一部議員が市長に修正を求めています。

議会最終日、追加提案された議案に変更は無く、先例を参考に減額を決めたとの説明に納得できない議員が反対討論を行い、賛成少数で議案は否決されました。

1月31日の臨時議会に市長の減給条例案再提出を予想していたところ「2度と減給条例案は出さない」と新聞記者に語った市長コメントが議会に伝わり、不信感が増幅する事に・・・。

二、12月定例会における一般質問

(1) 公共施設の貸し出しについて

①有料・無料の考え方について伺う

使用料の積算根拠、イベント広場使用者には、利益が出た場合、福祉団体への寄付を求めているが、確認しているか伺う。



部長 都市公園条例は昭和47年に制定。八郷運動公園条例は昭和53年に制定。イベント広場利用後の寄付実績は無い。

使用料は50年前の規定のままである。事業後の福祉団体への寄付は無く、イベント広場は、ただ使われる事を放置してきた事を指摘させていただく。

再質問 減免対象団体の定義について伺う

減免対象の定義を伺う。また八郷運動公園の施設使用許可及び使用料減免をした音楽フェスは裁量権を逸脱している。有料で興行を認めている石岡運動公園でも同様に減免するのか伺う。

部長 八郷運動公園の減免は、公用、公益事業での使用、相当の理由があると認める時に使用料減額・減免をしている。

教育長 公益的な事業に該当し、市民の幅広い参加や、知名度・イメージアップが期待できる事業は使用を認めていく。

市長 公益の考え方ですが、社会全般の利益につながる物と考える。しかし、議員ご指摘の公平性・公正が確保されることが重要であることから条例改正を指示してまいりたい。

石岡運動公園は条例で、相撲やプロレス等の興行を認め、使用料の支払いがある。多くの人が来てイメージアップにつながるからとの市長の思いで、片や無料、片や有料では公平性が保てないと思います。

再質問 後援名義について伺う

音楽フェスには、市長の後援名義が許可されている。後援名義の制度内容と認める条件を伺う。

室長 後援対象は、国・地方公共団体・公益法人・公共的団体等としている。後援要件は事業の目的・内容に公共性があり、市民の幅広い参加、イメージアップが期待できる事を想定してる。

再質問 今後同じ対応をするのか伺う

音楽フェスのホームページに実行委員会 **会**は株式会社の一部とある。後援名義への支援は無いはずが、市報に折込み広告を入れた。今後同じ対応をするのか伺う。

市長 音楽フェスは、地元を盛り上げたいという実行委員会の皆さんに私も協力した。プロの音楽に無料で参加でき、喜んでいただき結果は出していると思ってる。

規則やルールは何処にいったのか。市ホームページの後援名義条件に「商業宣伝・営利を目的にしない事」と明記されており、主催者は株式会社。石岡市は百万円超の利益を失った事を指摘させていただく。

②苦情の対応について伺う

部長 イベントへの苦情対応を伺う。今後は、交番等への事前周知と合わせ、利用者への指導管理を徹底し、周辺住民が不快にならない様に努める。

③公共施設利用の在り方の再検討について伺う

市長 条例・規則で公益事業や公共的団体の定義を明確に定める事。使用料規定は50年前のもの。今後の対応を伺う。

今回の後援は、私としては公平・公正をもって認めてきた。しかし、使用料条例は50年前のもの。この機会に見直す。

(2) デジタル化の推進について

①デジタル化する取組内容について伺う

部長 国はデジタル田園都市国家構想を打ち出しデジタル化を推進している。石岡が進めるデジタル化の取組状況を伺う。

令和4年に策定した推進計画に基づき行政サービスの効率化と利便性の向上を目指している。情報政策課を中心にデジタル化支援の体制強化をしている。

②優先順位と進捗管理について伺う

部長 デジタル化を進める際の優先順位とデジタル化の進捗管理を行うのはどの部署の誰になるのか伺う。

優先順位の1つ目は市民の利便性、2つ目は業務の効率化と職員の負担軽減。全体の進捗管理は情報化推進会議があり、個別は担当部門が主体となって進める。

進行管理は機能していない。市民懇談会で、公民館講座の予約は講座開催公民館に向く必要がある。市民懇談会という意見があり、システム化を担当課に確認したが進んでいなかった。体育施設の予約システムも同様であり、職員が優先順位を無視し、勝手に計画を遅延させている事は問題である。

③職員の意識改革について伺う

部長 デジタル化推進への意識改革の対応を伺う。

職員一人一人が重要性を認識し、積極的にデジタルツールを活用できるように全庁一丸となってデジタル化を進める。

市長 本市のデジタル化推進は、私が先頭に立って取り組む最重要課題の一つ。全庁的な取組を着実に進めるため先頭に立つ。

それなら答えは簡単です。システム化を計画通り進めなさいと、市長の右隣に座る方々に命じればいいだけです。

(3) 行財政改革の視点について



行財政改革は、限られた資源を最大限に活用し、効率的で効果的な事業を進め、財政の健全化と市民サービスの維持向上の両立を目指す取組となる。

①今後、予定されている大型事業について伺う。



部長 複合文化施設整備事業は新市民ホールを整備する事業。約79億円の概算事業費で令和12年度中の供用開始を目指す。総合保健センターは約12億円の予算規模で令和9年4月開設を目指す。八郷運動公園プールは建設費約10億円で令和9年度の完成予定。図書館とふるさと歴史館は、イベント広場に新市民ホールが建設されるため、今後の在り方を検討していく。学校関係は計画の見直しを検討しており、現時点では詳細を示す事ができない。



再質問 第3回定例会で市長は、図書館とふるさと歴史館を令和12年度竣工でイベント広場に建設すると明言したが、新市民ホール建設で弾き飛ばされた。市民との約束をどうするのか伺う。



市長 私も歴史が好きなので、今の現状は寂しい。一つ一つ進めるため、まずは無



いもの、そして教育環境の優先順位を付けた。自分の発言には責任を持っていただきたい。これでは石岡の未来が心配です。



市長 「誰もが輝く未来へ」とともに創る石岡市」実現に向け、総合計画の実現と健全財政の維持が両立できる経営判断をします。



財源確保が大変です。物価は高騰しています。行財政改革の視点を組入れ、議会にも丁寧な説明をお願いします。

三、複合文化施設建設特別委員会

(1) 建設予定地を変更

11月25日、特別委員会に市長が出席し「複合文化施設は新市民ホールとしてイベント広場に建設する」と発表。施設概要は、駅東地区建設の審議会案をそのままイベント広場に置き換えたようで、精査された内容には程遠いものと感じました。



(2) 議会への稚拙な説明

担当者は「発掘調査は敷地面積全部を想定」と発言。しかし、文化財保護法では建物が建

つ部分の調査を求めており、議員からは駐車場発掘は必要無いとの声も。前回提案では、

図書館との複合化案で、設計・工事監理費は3億7千万円。雨水処理については、推進工法で石岡第二高校下までトンネルを掘る経費として12億円を計上し、イベント広場は予算

項目	費用等	内容等
敷地面積	27,000㎡	
施設延べ床面積	5,825㎡	1F 3,712㎡、2F 2,113㎡
発掘調査費	653,400千円	27,000㎡×24,200円/㎡
設計・工事監理費	541,585千円	
施設整備費	6,020,603千円	建築費 5,825㎡×100万円/㎡ 杭基礎工事 195,585千円
外構整備費	470,096千円	内 駐車場整備 205,920千円 内 貯留浸透槽 92,697千円
備品購入費	256,400千円	
概算費用合計	7,941,984千円	

が膨らむので建設地は駅東地区としていました。今回、雨水処理は貯留浸透槽設置で約9千万円と説明。たった2年で大幅減額となる等、議会への説明は相変わらず稚拙で一貫性がなく、議員から厳しい質問と意見が続出しました。

(3) 連携無き組織

12月18日の特別委員会では、執行部の議会への説明に一貫性が欠けている事が判明しました。

前日開催の産業建設委員会に、

イベント広場への民間事業者進出を確認するサウディング調査結果が報告され「イベント広場の方向性が最終的にこうなるとは決まっていないので、企業には引き続き協力をいただきたいと説明している」と担当課長が発言。市長の発言内容と矛盾しており、組織内の連携が相変わらず取れていない事が露呈しました。



(4) 単独施設のため特別委員会は廃止

次に、私が「新市民ホールは複合施設なのか、単体整備なのか」と質問すると担当職員は「複合というより市民ホール単体というかたちになる」と答弁。そうなると、特別委員会は複合施設の議論をする事を目的に設置しているため「議論の対象にならないのではないか。各委員の意見を伺いたい」と委員長にお願いすると、私への賛同意見が複数寄せられました。

結果、12月20日の議会最終日、これまでの議論を取りまとめた報告書を委員長が報告し、複合文化施設特別委員会の廃止を議決しました。これに伴い、新市民ホール建設に関する議論は産業建設委員会が所管する事になりました。

(5) 役割を終えた審議会を開催する意味

審議会は既に最終答申を市長に提出し、役割を終えたと思っていた矢先、2月3日に審議会を開催するという情報飛び込んできました。審議会に出席した議会選出の審議委員及び審議会を傍聴した議員は、異口同音に「訳のわからない会議。執行部が何をしたいのか不明」という会議の感想を伝えてくれました。

四、市長辞職勧告決議案

(1) 市政運営への不信感の増幅

11月下旬、「定例会初日に、市長に対する辞職勧告決議案を提案したい」ので賛同してほしいとの話が会派に届きました。

提案理由は、公立病院の頓挫、複合文化施設建設地の迷走、旧法政グラウンド利活用失敗、台湾台中市との交流の不手際、若手有望職員の相次ぐ離職であると説明を受けました。

さすがに議会初日の提案は心急であり、一般質問の状況を確認すべきとの意見も出て、議会最終日での提案を検討する方向になりました。

(2) 辞職勧告決議案への署名

決議案は、文書で提出する必要がある、過半数の賛同を得て可決できるよう事前に賛同議員を募り署名を求める事が通例です。これは、採決の際に翻意しないための保険とも言えます。会期中に、決議案への賛同と署名を何度も求められる中、私の所属会派・石翔会4名は、重大な決議案である事から何度も話し合った結果、決議案に賛同・署名する判断をいたしました。

(3) 市長辞職勧告決議案は可決

議会最終日、辞職勧告決議案は山本議員が発議者となり、**署名議員11名**を確保。



1時間48分から

調査特別委員会の設置決議可決を終えて、議長の議会閉会宣言直前に、緊急動議として発議され、**賛成12名×反対5名、棄権3名**により、賛成多数で可決となりました。

辞職勧告決議には法的拘束力はありません。しかし、市長給与の減給条例案否決及び調査特別委員会の設置は、議員の過半数が市長に対して不信感を募らせている証となります。

五、調査特別委員会を設置

(1) 調査特別委員会を賛成多数で可決

私の一般質問「公共施設貸し出しについて」の質問後、複数の議員から、地方自治法第百条に基づく調査特別委員会の設置を求める意見が出され、ベテラン議員を含め検討に入りました。議会最終日、池田議員が「市公共用地貸借に関する調査特別委員会の設置を求める決議」案を緊急動議で発議し、**賛成17名×反対3名**により賛成多数で可決。委員長には山本議員、副委員長に私、櫻井が推薦され就任しました。

(2) 事務手続きの不手際が次々に明るみに

2月3日の第3回委員会では、執行部に求めていた多数の関係書類の提出を受け内容を確認すると未作成の書類が複数あることに加え、条例・規則等違反も次々に浮かび上がる事に。今後、関係職員等の証人尋問が始まります。

六、第1回定例議会日程

月日	曜日	会議内容
2月25日	火	開会
26日～3月2日		休会
3月3日	月	会派代表質問
3月4日	火	一般質問
3月5日	水	一般質問
3月6日	木	一般質問
3月7日	金	議案質疑
8日・9日		休会
3月10日	月	予算特別委員会（総務企画）
3月11日	火	同上（文教厚生）
3月12日	水	同上（産業建設）
3月13日	木	同上（市長出席の総括審査）
3月14日	金	文教厚生委員会
15日・16日		休会
3月17日	月	総務企画委員会
3月18日	火	産業建設委員会
3月19日	水	議会運営委員会
3月20日	木	休会
3月21日	金	採決・閉会

七、第1回臨時議会

(1) 定刻に開会できず

1月31日の第1回臨時議会では、市長辞職勧告決議案可決や市長等の給与減額条例案否決後の議会に対する市長の言動への不信、責任の重さに応じた給与減額条例案の再提出が無い事を理由に、私を含む過半数の議員が議場に入らず、開会予定時刻に開会できませんでした。

(2) 議長からの出席要請

閉口議長による「出席要請」に続き、市長から議員の質問に議場で答えたいとの返事が届き、11時40分になりようやく開会となりました。

(3) 市長は反問権のルールを逸脱

開会直後、池田議員が「動議」と呼び「緊急質問」を求め、賛成多数で許可されました。そして、次のような質問を一問一答で行いました。



①市長が「議会のルールが無視されている」と発言した真意と撤回を求める事について
②辞職勧告決議案の理由で「紆余曲折」と指摘された市長が「紆余曲折といわれる筋合いは無い」と発言し新聞報道された点について
③職員逮捕を受けた市長等給与減給条例案否決について、再提出が無かった点について
④議会への説明責任と不祥事を受けての綱紀粛正と再発防止策の徹底について
質問に対して市長は、反問権を繰り返して行使。反問権は、質問内容が不明瞭な場合、質問者の内容を確認できるルールです。しかし、市長は反問権のルールを逸脱し、質問に質問で返す等の行為を繰り返して、議場内は唖然とする空気で溢れる事態となりました。その後、提出議案を可決し閉会しました。